

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により本市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成 30 年 11 月 8 日

新潟市長 篠田 昭

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ウオロク豊栄店

所在地 新潟県新潟市北区石動 2 丁目 5 番 3 号

設置者 株式会社 ウオロク

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前：サムズウオロク豊栄店

変更後：ウオロク豊栄店

(2) 大規模小売店舗の住所

変更前：新潟県新潟市北区石動 2 丁目 5 番地 3

変更後：新潟県新潟市北区石動 2 丁目 5 番 3 号

3 変更年月日

平成 30 年 8 月 20 日

4 変更の理由

(1) ショッピングセンターの名称を統一するため

(2) 開店当初の社内決定した住所表記を統一するため

5 届出年月日

平成 30 年 9 月 3 日

6 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び新潟市北区産業振興課

7 縦覧期間

平成30年11月8日から平成31年3月8日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項，意見書の提出方法その他の問い合わせ先
商業振興課商業振興係

電 話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp